法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

為朝伝説と中山王統

矢野，美沙子

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究
(巻 / Volume)
36
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
48
(発行年 / Year)
2010-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00007277

Hosei University Repository

為朝伝説と中山王統

矢野　美沙子

はじめに

源為朝琉球渡来伝説は、源為朝が琉球王国舜天王統の祖である舜天の父とするもので、長く日琉同祖論や薩摩藩による琉球支配の正当化の根拠の一つとされてきた。村井章介氏は為朝伝説の成立について考察を行い、「おそらくは、琉球との往来がしげく、豊富な琉球情報をもっており、また一方で『古活字本保元物語』にみえる〈為朝鬼が島渡り説話〉なども教養として知っていたにちがいない、当時の五山禅林で生まれた説ではあるまいか」と指摘している。[1]

渡辺匡一氏は、日本における為朝伝説の記述について中世から近世までの時代を追って史料を分析

Hosei University Repository

し、日本と琉球の関係について述べるとともに、特に日本側の為朝伝説認識を分析している。[2] 伊藤聡氏は、近世日本における琉球研究について述べる中で、伴信友の為朝伝説研究について考察を行なっている。[3] 比嘉実氏は、琉球王朝の「大和へのコンプレックス、大和指向」を指摘し、「源氏指向」について取り上げている。[4] また、東恩納寛惇氏・宮城栄昌氏・田名真之氏などによって、為朝伝説が『中山世鑑』に収録されるに至った背景についての考察も行なわれている。[5]

以上のように、為朝伝説の成立や正史に取り入れられる過程、日本における為朝伝説の認識については広く考察が行なわれている。しかし、中世期に為朝伝説が発生してくる時代背景を含めた考察は十分ではない。また、為朝伝説とは源為朝を中山王統の祖先に位置づけるものであるため、首里王府が為朝伝説をどのように受容するかは王統認識と深く結節した問題と言えるが、琉球における王統認識に関する分析は、未だ十分ではないと考えられる。そうした視点に立てば、正史等における為朝伝説の記述に関しても、なお検討の余地がある。

そこで本稿では、主に為朝伝説を主題とし、古琉球から近世琉球にかけての史料を利用して為朝伝説の発生の背景や、近世琉球における歴史叙述の論理・王統認識と為朝伝説の受容について考察を試みたい。

Hosei University Repository

第一章　源為朝琉球渡来伝説

第一節　為朝伝説の発生

源為朝琉球渡来伝説が最初に確認されるのは、「鶴翁字銘并序」においてである。これは、建仁寺・南禅寺などに住した五山僧である月舟寿桂（〜一五三三年）が琉球出身の僧、鶴翁智仙から聞いた琉球の情報などを記したものである。長文になるが、以下に引用する。(6)

吾近観大明一統志、琉球古未詳何国、漢魏以来、不通中華、隋大業中、令羽騎尉朱寛訪求異俗、始至其国、語言不通、掠一人以返、後遣武賁良将陳稜、率兵至其都、虜男女五千人還唐、宋時未嘗朝貢、元遣使招諭之、不従、本朝洪武中、其国分為三、曰中山王、曰山南王、曰北山王、皆遣使朝貢、永楽初、其国王嗣立、皆受朝廷冊封、自後惟中山王来朝、至今不絶、其山南山北二王、蓋為所併、余疑、琉球乃夷一也耶、不可得而知焉、吾国有一小説、相伝曰、源義朝舎弟鎮西八郎為朝、膂力絶人、挽弓則挽強、其箭長而大、森々如矛、見之勇気拂膺、懦夫亦立、嘗與平清盛有隙、雖有保元功勲、一旦党信頼、其名入叛臣伝、人皆惜焉、然而竄謫海外、走赴琉球、駆役鬼神、為創業主、厥孫世々出于源氏、為吾附庸也、與一統志所載不同、将信耶、将不信耶、此者有僧智仙字鶴翁者、自琉球来、隷名東福、頗遊於芸、就予覔述鶴翁義、話次及其国風俗、仙曰、無郡縣

Hosei University Repository

而唯一国也、海上有二十九島、皆属琉球、国人不識字、以商売為利、有一聚落、曰久米村、昔大唐人百餘輩、来居此地而成村、頗有文字、子孫相継而学、令彼有文者製鄰国往還之書、近来無為学者、或赴大唐而入小学、但浅陋不足取焉、彼王毎即位、必建一寺、故多僧侶、然儒亦不学、禅亦不参、不知祖宗所由而興矣、仙是司僧省、而近侍其王紅樓供奉臣僧也、自称、我是前席関東円覚仙厳和尚徒也、仙岩琉球人、而粗有禅文、居国之龍翔寺也、抑前年夏秋之交、中山王以僧為使、齎大明皇帝與日本国書来、且曰、嘉靖以来、大明日本両国不和、違先王盟、自今而後、両国尋盟、如先王時、盖大明俾中山王為之地也、吾王亦所欲也、命予製遣大明表、使僧忻然持皈矣、使僧即仙所稔也、

「吾」すなわち月舟寿桂は、最近『大明一統志』を読んだが、琉球の古は不明であった。三山鼎立から中山による統一に至るまでの歴史や、中山王が明から冊封を受けていることなどが『大明一統志』には述べられているが、月舟はそれを疑問に思い、琉球は「夷」の一つではないかと考えた。「吾国」すなわち日本には、一つの話がある。すなわち、源為朝が琉球に赴き、琉球の「創業主」となったというものである。為朝が琉球の「創業主」ならば、その子孫は「源氏」の出自であり、琉球は「吾附庸」すなわち日本の附庸となるが、『大明一統志』の内容とも違っており、信じるべきか否かと月舟は疑問を呈している。

Hosei University Repository

月舟は、琉球から来た鶴翁智仙という僧から琉球のことを聞いており、話は久米村のことなどにも及んでいるが、この鶴翁は「僧省」を司り、国王に近侍する僧であると自称している。「僧省」が何を指すのかは定かではないが、鶴翁が国王に近侍していたとされていることを考え合わせれば、彼は琉球において仏門を統括する地位の人物であった可能性がある。鶴翁は、同じく琉球人で「関東円覚」寺の仙岩（仙厳）和尚の「徒」、すなわち弟子であった。

また、この前年の夏秋頃、中山王が僧を使いとして、大明皇帝からの国書を日本にもたらした。嘉靖以来、明と日本は不和であり、先王の盟に違えているが、今後は先王のときのように盟を結びたい。明は中山王をして日本に国書をもたらさせ、日明の和解は室町将軍の望むところでもあったため、月舟寿桂に大明に遣わす表を作らせた。使僧は欣然としてこれを持ち帰った。この使僧は、鶴翁智仙の「所稔」であった。

これは、嘉靖二年（一五二三）の寧波の乱を契機として引き起こされた日明関係の断絶のことを指していると考えられ、ここで述べられているのは一五二五年に明が琉球を経由して日本に国書を届け、関係の修復をはかったことについてであろう。明は琉球国王尚清に命じて、抗議と犯人引き渡しを求める使者を日本に送らせている。その使者には、檀渓全叢という僧が立った。[7] ここでいう「使僧」とは檀渓のことであろう。この檀渓は鶴翁智仙の「所稔」とされているが、これは鶴翁が育てた、すなわち弟子筋にあたる人物であるというような意味と考えられる。

Hosei University Repository

「鶴翁字銘并序」では、為朝伝説や鶴翁智仙からの琉球情報と合わせて、断絶した日明関係を修復するための琉球を通じた和解の働きかけについても述べられている。為朝伝説が日本において語られた時期、琉球をめぐる主要なトピックの一つが日明関係の取り持ちであったことが分かる。また、琉球は日本の附庸であると述べられていることにも注目するべきであろう。この時期に琉球を日本の附庸であると位置づけることにどのような意味があったのだろうか。このことについては、次節で検討する。

鶴翁という名前は、『琉球国由来記』の「大慶山権現縁起」に確認でき、景泰年間（一四五〇～五六年）の尚泰久の治世の天界寺の住持であったとされている。[8] しかし、島尻勝太郎氏は、「鶴翁字銘并序」において鶴翁智仙が「仙岩の徒」とされていることを挙げて、仙岩は尚真王時代に殉死の禁止を進言した僧なので、鶴翁は尚真王代（一四七七～一五二六年）の僧ではないかとしている。[9] 先述した通り、日明の和解がはかられていたのは一五二五～三〇年前後のことであるため、鶴翁は尚泰久代の僧ではありえず、島尻氏の指摘する通り、十六世紀初頭に生きた人物ということになる。

鶴翁智仙が住持をつとめたとされている天界寺は、尚泰久の時代に建てられた臨済宗の寺院で、開山は渓隠和尚である。渓隠は、「万国津梁之鐘」銘文の作成にあたるなどした僧である。天界寺は円覚寺・天王寺とともに琉球の三大寺院に数えられる有力な寺で、古琉球期にも強い力を有していたと推測される。天界寺の名は、大内氏が自身の有する遣明船派遣の特権を述べた書状の宛所としても確認でき

Hosei University Repository

る。[10] この史料については後述するが、天界寺は日本、とりわけ大内氏との通交において重要な役割を果たしていたと考えられる。鶴翁智仙も所属していた天界寺が、琉球において対日関係の一翼を担う位置にあったことを確認しておきたい。

為朝伝説は、こうして日本と琉球が接近してゆく状況を背景として発生したものと考えられる。

第二節　十六世紀前半における日琉関係

嘉靖二年（一五二三）の寧波の乱を契機として日明関係が断絶され、両者の関係悪化を修復するために、琉球が注目されるようになる。第一節でも述べた通り、日本が琉球に接近してゆく時期であると言える。本節では、日明関係の仲介に琉球の果たした役割を主として論じ、十六世紀前半における琉日関係について考察を試みたい。

『明実録』嘉靖四年（一五二五）六月十一日条によれば、明は一五二五年に琉球からの進貢使に日本への国書を託している。[11]

遣琉球夷人蔡淵等・日本夷人妙賀等、各帰国、勅諭日本国王、以宋素卿・中林等兇叛就戮、妙賀等無罪、以礼遣還、其元悪宗設及佐謀倡乱数人、亟捕繫縛送中国、以聴天討、余並罔治、擄去人民、仍優恤送帰、否者将閉絶貢路、徐議征討、時有琉球国貢使鄭縄帰国、即令齎勅転諭之、

Hosei University Repository

琉球人の蔡淵等と日本人の妙賀等を帰国させ、日本国王に勅諭する。すなわち、宋素卿や中林等の兇叛な者を戮したが、妙賀等に罪はないので、礼をもって送還する。騒動の元凶である宗設謙道及び乱を企てた者たち数人を速やかに捕えて中国に送り、「天討」すなわち皇帝の裁きを待つべきである。連れ去った人民を送還しなければ、日本との関係を絶ち、日本の征討を検討する。このとき、琉球の進貢使鄭縄が帰国するところだったので、国書を託して日本にもたらさせた、とのことである。

こうして琉球に託された明からの国書は、檀渓全叢を使者として日本にもたらされた。「鶴翁字銘并序」で述べられていたのも、このときのことであろう。また、同史料でも触れられていた通り、明からの国書に答える足利義晴からの表及び別幅を作成したのは、月舟寿桂であった。以下は、嘉靖六年（一五二七）に月舟寿桂よって作成された表である。[12]

遣大明表

日本国王源　義晴、

大明一統、歌

文王徳於周詩、万歳三呼、徴

武帝寿於漢史、論其封疆、則隔

中華者幾千万里、仰其光賁、則耀扶桑之六十余州、寝明寝昌、有典有則、共惟、

Hosei University Repository

大明皇帝陛下、綽々余裕、巍々成功、文物之盛、莫過于今、治道之興、何愧于古、自西自東、自南自北、
孰不貢苞茅哉、繫日繫月、繫時繫年、吾唯畏簡書耳、庶修隣好、式沐
天恩、茲自琉球国、遠伝
勅書、寛宥之敦、不忘側陋、感戴々々、謹表以
聞、臣源義晴、誠惶誠恐、頓首謹言、
嘉靖六年丁亥八月　日　日本国王臣源義晴

「茲自琉球国、遠伝勅書」とあり、明からの勅書が琉球を通じてもたらされたことが述べられている。これに先立つ同年七月二十四日付で、足利義晴が琉球国世主（中山王）に対して日本と唐（明）の和与斡旋の労をねぎらう書状が存在する。[13]

御ふみくハしく見申候、進上の物ともたしかにうけとり候ぬ、又この国と東(来)羅国とわよの事申とゝのへられ候、めてたく候、
大永七年七月廿四日　御判在之
りうきう国のよのぬしへ

Hosei University Repository

『明実録』によれば、日本からの国書を携えた琉球の進貢使が明に渡ったのは、嘉靖九年（一五三〇）のことであった。[14]

瀚来経日本、日本国王源義晴、因託齎表文、言、向為本国多虞、干戈梗路、正徳勘合不達東都、以故宋素卿捧弘治勘合而来、乞恕其罪、遣還帰国、并乞新勘合・金印、復修常貢、礼部験其文、俱無印篆、言、夷情譎詐、不可遽信、乞勅琉球国王、遣人伝諭日本、令其擒献宗設、送回擒去指揮袁璡、然後参酌奏請裁奪、上従之、

日本国王足利義晴が、表文を琉球使節に託して届けさせた。これによれば、紛争のため「正徳勘合」は京都に届くことはなかった。これは、一五一三年に日本に帰国した遣明船がもたらした正徳勘合を大内氏が手中に収めたため、幕府の手には渡らなかったという一件を指していると考えられる。[15]そのために宋素卿は古い「弘治勘合」を持参したものであり、その罪を許し、捕らわれている者を日本に帰国させてほしいとのことである。合わせて、新しい勘合・日本国王の金印の下賜と、「常貢」の回復も希望している。外交などを担当する礼部がその表文をあらためたところ、印章がなかったため、日本側の言うことをにわかに信じるべきではなく、琉球国王に勅して日本に勅諭を伝えさせ、宗設謙道を捕え、日本が捕えた指揮袁璡を明に帰国させ、然る後に日本からの申し出を聞き入れるべきだと

Hosei University Repository

皇帝に奏上した。世宗皇帝は、そのように計らわせた。

日本からの返答に対し、明は琉球を通じて日本に宗設謙道の捕縛と袁璡の帰国を要求している。国書のやり取りは一度では済まず、明は再び琉球を経由して日本に説諭を加えることになっている。このようにして、室町幕府と明との和与は琉球を仲介として進められていた。

その一方で、大永七年（一五二七）には大内義興が天界寺に宛てて遣明船派遣に関する特権を述べた書状を送っている。[16]

為　国王御即位之御礼、渡進徳雲軒源松都文候、可預御心得候、抑大唐与日本頗不快之処、徒大明国憑　貴国被渡勅書於日本候之由、以明星院頼眎蒙仰候、渡唐船事依有子細、当家永代可令取沙汰之旨、別而蒙　国王宣旨候之上者、対当家示預候者可令奏達候処、以天王寺直御伝達、併彼段無御存知之故候欤、此等之次第其外袁大人帰国事巨細申含源松都文候、能々被尋聞被〇〇引候者和〇〇然〇同あ申通事候、尹畢他被懸御意候者、可為本懐候、随而扇子五本・得地紙五拾帖進之候、狭少之至為■恐欤此事候、恐惶謹言

大永七年丁亥九月十一日　　義興花押朱印

天界寺

衣鉢侍者禅師

Hosei University Repository

尚清の即位を祝し、徳雲軒（源松都文）を派遣する。明と日本が「不快」、すなわち通交が滞っているところであるが、大明が琉球に日本への勅書を届けさせたとのことを明星院から聞いた。明星院は、大永元年（一五二一）に島津忠朝の使僧として豊後の大友義鑑のもとに遣わされたことが確認でき、[17]島津忠朝と関わりのある人物だったということになる。渡唐船のことは事情があって、大内家が永代に取り扱うことを「国王」すなわち将軍から特に命じられたのだから、大内家に話があれば勅書を将軍に奏達したのに、今回は天王寺を使者として直接将軍に伝達された。大内家の権限について御存知なかったのかと、琉球側に抗議している。このほか、大内義興は「袁大人帰国事」についても源松都文を通じて伝達する旨を述べているが、寧波の乱に際して日本側に捕らえられていた袁璡の送還を指しているものであろう。大永七年という時期も考え合わせれば、この大内氏からの要請は、日明の和解を取り持つべく明とやり取りを行う琉球に対して、大内氏が渡唐船派遣に関して将軍家から与えられた特権を強調し、大内氏を通すべきことを強く主張したものということになる。

この書状の宛所は天界寺であり、大内氏は対明和与交渉について琉球と接触をはかるため、天界寺を通していることになる。月舟寿桂に琉球情報を語った鶴翁智仙も天界寺の所属であったが、天界寺はこの時期、大内氏との窓口としても機能していたということである。

また、大内政弘が長享二年（一四八八）二月十三日付で「琉球国世主」と「天開寺」（天界寺か）に宛てた書状が存在するが、このとき大内政弘は島津忠昌にもあわせて書状を送っている。これは、

Hosei University Repository

琉球への中継地である薩摩・大隅を支配する島津氏に対して、大内船の安全な渡海を依頼したものである。[18] 島津忠朝は、大内義興の家臣である吉見頼興に宛てた大永三年（一五二三）七月二十七日付の返書において、「到此堺亦琉球辺御用等、示給候者、可致奔走候哉」と述べている。[19] 日向国飫肥領主であった島津忠朝は、琉球にまで到るネットワークを有していたことが分かる。大内氏はこうした力を頼って琉球との接触をはかり、使者の派遣を行っていたものと考えられる。

大内氏は天界寺のみでなく中山王とも関わりを有しており、琉球への使節派遣に際しては島津氏ともつながりを持っていたことが分かる。（大内氏―島津氏―琉球・天界寺）というルートが存在していたことを確認しておきたい。

十六世紀初頭において日本と琉球との関わりが看取されるのは、日明和与の斡旋という一件においてのみではない。永正十三年（一五一六）には備中連島の三宅国秀が琉球遠征計画を企て、島津忠隆に討伐されるという事件が、天文初年頃には三宅国秀の一味である今岡通詮が琉球渡航を企てるという事件が起こっている。先行研究[20]の成果によって、この一連の事件は薩摩が三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画を武力侵攻計画にすり替え、島津氏[21]が琉球を保護する立場にあることを強調し、琉球側に認めさせようとしたものであることが指摘されている。また、三宅国秀は和泉国堺を抑え、細川氏とつながりを有する瀬戸内海賊であり、琉球使節との接触をはかりたい細川高国政権の命によって堺から南九州までの警固役を担って薩摩に下向していた可能性の高いことが明らかになっている。三宅国

Hosei University Repository

秀は「公方様以御下知、流求国へ就罷下」[21]と述べられており、将軍の命をもって琉球に渡るため、薩摩に下っていたことが分かる。細川政権下の室町幕府も琉球との接触をはかっていた。それに際して〈細川氏―三宅国秀―琉球〉というルートを想定していたと考えられ、それが島津氏によって妨害されたということになる。先述した通り、島津氏は琉球に至るルートを抑えていたが、そのルートは大内氏によって利用されていた。自ら対琉球関係を支配しようとの構想のもと、細川氏らによる薩摩を通さない琉球への接触を排除する意図があっての三宅国秀事件だったのであろう。

以上に述べてきた通り、月舟寿桂をはじめとする五山僧の間で為朝伝説が語られるに到った背景には、琉球による日明和与斡旋の期待などを主な理由として、日本にとっての琉球の存在が大きく浮上したことがあったと考えられる。室町幕府・大内氏・細川氏などの諸勢力が琉球に対して接触を試みており、主として島津氏が琉球への渡航を手助けしていた。日本におけるこうした状況があって、源氏、ひいては日本の将軍家と琉球の王家を関連付けるような言説が発生したのであろう。しかし、概観して分かる通り、当該期の日本と琉球の間にはまだ特別の支配・被支配関係は存在しておらず、為朝伝説の存在は琉球に対して日本の力の強まりをもたらすには到らなかったものと推測される。つまり、この時期中山王家と源氏の関係が取り沙汰されても、日本においてはどうであれ、琉球においては日本への従属化の理由などにはつながらず、中山王による琉球の統治に影響を及ぼすものではなかったと考えられるのである。

Hosei University Repository

また、「鶴翁字銘并序」において、為朝伝説を理由として琉球が日本の附庸である旨が示唆されていたことが注目される。為朝伝説が発生した時点で、琉球の附庸が合わせて語られていたかは定かではないが、少なくとも月舟寿桂が附庸説に言及しているのは、当時の時代背景や彼が置かれた状況、当該期の日本と琉球の関係性を反映してのことと考えられる。日本が琉球に対して有していた意識の一端を示すものとして、田中健夫氏が行った、室町将軍から「世主」すなわち琉球国中山王に宛てた書状の形式についての分析が挙げられる。田中氏は、「世主」宛ての書状に見られる要素のうち、日本年号を使用していること、「徳有隣」の印を使用していることなどは、外国に宛てた書状の形式として理解されるが、書状に用いられた御内書様式や仮名書きは外交文書の体裁ではなく、琉球国王に対して「なかば外国であり、なかばは家臣であるという曖昧かつ親近の態度をとることによって、東アジア国際社会における日本の独自の立場を表明しようとしたのではなかったろうか」と指摘している。[23] 日本側に存在したこのような意識を受けて、「鶴翁字銘并序」でも琉球が日本の附庸となる可能性が指摘されたと考えられる。

時代は下るが、奥州に漂着した琉球人を送還し、尚寧に対して徳川家康への聘礼を要求した際にも、島津氏は琉球附庸説を持ち出している。[24] この時期も日本は豊臣秀吉による朝鮮侵略後の明との講和を模索しており、状況は酷似している。琉球を附庸の国であると位置づけることによって、琉球と日本の関係を強調し、琉球に日明関係を仲介させる意図があったのかもしれない。しかし先述した通り、

Hosei University Repository

島津氏侵入以前の琉球において為朝伝説は日本への服従の理由とはなり得なかったため、為朝伝説が語られたとしてもそれは日本国内に向けてのイデオロギーとしてしか機能しなかったはずである。また、信じるべきか否かとの疑問を月舟寿桂が呈していたことから、為朝伝説は日本においても一般的に認知された話ではなかったということになる。この後、日琉関係を掌握しようとする島津氏などに利用されることによって、為朝伝説は広く展開されてゆくものと考えられる。

第二章　琉球における為朝伝説

第一節　正史にみる為朝伝説

島津家久による琉球侵略を経て近世期に入ると、琉球は薩摩藩に従属する立場となり、源為朝伝説は薩摩藩による琉球支配の正当化の論拠の一つとして利用されるようになる。

琉球最初の正史である『中山世鑑』にも、為朝伝説が確認できる。琉球正史に為朝伝説が取り入れられていくことにはどのような背景が存在したのか、考察を試みたい。以下は、「琉球国中山王世継総論」の中で為朝について述べた部分である。[25]

大日本、人王五十六代、

Hosei University Repository

清和天皇之孫、
六孫王八世孫、
為朝公、為　鎮西
将軍之日、掛千鈞強弩於
扶桑、而其威武、偃塞垣草木、
　後逢保元之乱、而客於豆洲有年、
　当斯時、舟隨潮流、始至此、因以更流虬、曰
流求也、国人従之、如草加風、於茲
為朝公、通一女、生一男子、名
尊敦、
尊敦戴一角、於右髪上、故為掩角、居髻於右髪上、其為人也、才徳豪傑、超出衆人、是以国人尊之、為
浦添按司也、

清和天皇の子孫である為朝が保元の乱の後伊豆に流され、その後琉球にやってきて、琉球の国人は為朝に従った。為朝は一女に通じ、一男子をもうけた。息子は名を尊敦といい、頭に角があり、髻を右上に結った。才徳や豪傑ぶりは人並み外れており、琉球人はこれを尊んで浦添按司にした。この尊

Hosei University Repository

敦が、舜天王統の祖となる舜天である。この文章は、鹿児島大龍寺の住持をつとめた臨済宗の僧侶で、島津義久・義弘・家久三代の外交顧問でもあった南浦文之（一五五五～一六二〇年）の起草による「討琉球詩并序」を参照して作成されたと考えられる。[26]

八世孫義朝公令弟為朝公為鎮西将軍之日、掛千鈞強弩於扶桑、而其威武偃塞垣草木、是故遠航於海、征伐島峙、於斯時也、舟随潮流求一島於海中、以故始名流求矣、為朝見巣居穴処於島上者、頗雖似人之形、而戴一角於右鬢上、所謂鬼怪者乎、為朝征伐之後有其孫子、世為島之主君、固築石塁、家於其上、固効鬼怪之容貌、結髻於右鬢上、至今風俗不異、

為朝を形容する部分などの文章の構成や文言が、「琉球国中山王世継総論」に引用されていることが分かる。為朝が「流求」に上陸したとき、琉球人は人の形に似ているものの、右鬢の上に一角を持った「鬼怪者」であったとしている。為朝による征伐の後、その子孫が島の主となった。髻を右鬢の上に結う風習は変わっていない、とのことである。

渡辺匡一氏は、琉球侵略に際して薩摩兵の士気高揚のため、為朝伝説を利用して琉球は未開の蛮国であることを述べたのだと論じる。しかし一方で、嘉吉附庸説が存在しているため、為朝伝説は薩摩藩にとって琉球侵略の正統性確保のために重要ではなかったという点も指摘している。[27] 東恩納寛惇氏

Hosei University Repository

は、琉球人の髻のエピソードについて、「南浦は島人の風にならつたものとし、世鑑は、尊敦自らこれをはじめたとしている」として、琉球の古伝説は『中山世鑑』の通りであり、「世鑑が南浦に倣いながらもまた在来の古伝説を採り入れてある」と指摘する。[28]

鬼のいる島というのは、古来日本人が琉球を語るときの一般的なイメージの一つであった。『琉球神道記』の中にも、「昔他国ノ人来テ、此国ヲ治ム、国ニ鬼類多シ、両角ヲ戴、其人是ヲ打落ス、末ノ験トテ、隻角ヲ残也、後二八人間ト成ト雖、前ヲ恋テ、隻角ヲ学也」という文章が見える。[29]「他国ノ人」とのみ書かれているが、「討琉球詩并序」と同様の内容であり、これは為朝を念頭に置いているものと考えられる。『中山世鑑』の内容が琉球の古伝説であったとしても、その一方で南浦文之が書いた琉球における鬼の伝説も、ある程度の広がりを持っていたということになる。南浦文之の記述を参照しつつも、琉球正史は鬼のイメージまでは取り込まなかったということであろう。また、琉球における為朝伝説のこうした広がりを前提として、薩摩藩は為朝伝説を琉球に押しつけてゆくものと考えられる。

十七世紀初頭の日本が有していた古琉球認識の一端を示す史料として、『慶長見聞録案紙』慶長十四年（一六〇九）二月二十九日条が挙げられる。[30] この史料の作者・成立年は不詳であるが、島津氏の琉球侵略に関連して琉球のこと、さらに為朝の琉球渡来にも触れている。

Hosei University Repository

一島津陸奥守家久催兵船琉球国江渡海攻大島徳島所々
初春野原御合戦に島津御敵仕、御赦免之後、何とそ忠節申上度存、箇様二存立候、此島の事、内府様ゟ公家衆・儒者方江御尋候得共、分明二存者無之、然るに九州二玄蘇長老と申五山之僧より、八島の記と申書物を捧く、其内に大抵有之、此島初ハ貴海国と申、又ハ龍宮国とも申、人の姿美麗にて、常に管絃を好む、源為朝九州に御座候時相渡、彼国王の聟に成、子孫有之、

琉球のことについて、内府すなわち徳川家康が公家衆・儒者方に尋ねたが、定かに知っているものはいなかった。九州に玄蘇長老（景轍玄蘇）という五山の僧がいて、彼が差し出した『八島の記』という書物の中に琉球のことがのっていた。源為朝が九州にいたとき琉球に渡り、為朝が国王の婿になったため子孫が残っている、とのことである。

さらに続けて『八島の記』では、日秀上人の琉球渡海について述べられており、為朝伝説にも言及がある。[31]

一近来薩摩江通しける事、薩州に日種聖人と申道心第一の僧あり、常に観音弁天を祈る、紀州那智江行て、此処ゟ補陀洛山観音世界へ渡事有、日種聖人も那智浦ゟうつほ舟を作り、外ゟ戸を打付させ、風に引れて七日七夜ゆられて琉球国江流寄る、浦の者共此舟を引上て見るに、聖人

Hosei University Repository

あり、取出し、魚鳥をあたゑなとしけれとも不喰、又美女をあわせけれとも精進看経計也、久敷居る侭詞通し、仏法をすゝめ、又為朝の子孫来り、日本人とて崇敬し、弟子となる、此所に熊野権現の宮を建立し、帰国を祈り、又弁才天の宮を建て、毒蛇を責伏、不思議の事共有、彼国王頻に尊之日本へ返す、此舟風荒て所々に浮ミ行、島々の道伝を聖人よく知、海路の次第を覚し故に、其後薩摩・大隅より、商人時々舟を渡す、是ゟ島津家来も渡り、島の様子を存て彼島へ働、

琉球から薩摩への通交が近来あるのは、薩摩の「日種聖人」という僧侶のためである。「日種聖人」とは、尚真王代の嘉靖年間初頭に琉球に渡海した日秀上人（一五〇三～七七年）のことであると考えられる。[22] 日秀上人は紀州那智浦から補陀洛浄土を求めて海を渡り、琉球に流れ着いた。久しく琉球に留まる内、言葉が通じるようになったので日秀上人は仏法を勧めた。為朝の子孫、すなわち琉球人もやってきて、日秀上人を日本人だと尊敬して、その弟子となった。

日秀上人は琉球人に慕われた旨が書かれているが、琉球人のことを「為朝の子孫」と評しており、為朝伝説の存在が前提となって語られていることが分かる。日秀が渡琉したのは尚真の治世（一四七七～一五二六年）であり、「鶴翁字銘并序」に為朝伝説が語られた時期に近いが、当該期の琉球で為朝が王家の祖であるとする認識が支配的であったとは考えにくい。近世期の薩摩による歴史認識であ

Hosei University Repository

ることは言うまでもないが、為朝伝説ありきで伝説の記述がなされていることが分かる。

一方で、一六〇三年から三年間琉球に滞在した袋中上人が著した『琉球神道記』（一六四八年刊行）にも為朝伝説が確認できる。[33]

一、波上権現事

（前略）

中ゴロ、鎮西ノ八郎為伴、此国ニ来リ、逆賊ヲ威シテ今鬼神ヨリ、飛礫ヲナス、其長ケ人形許、其石亦此ニ留ヌ、今鬼神ヨリ一日ノ行程ナリ、私云、初ノ霊石、今本社ノ後ロニアリ、本地ノ熊野ハ八角ノ水精石也、宛符合ス、

為朝が琉球にやってきて「逆賊」を征伐したときに投げた飛礫に関する伝説である。薩摩による琉球侵略は一六〇九年のことであるため、袋中が滞在し、取材した期間の琉球は、薩摩の支配下にはなかった。それにも関わらず、為朝の事蹟について言及されていることは、古琉球時代にすでに為朝伝説が認知されていたことを示していると考えられる。琉球における為朝伝説のある程度の広まりが前提となって、「討琉球詩并序」が起草されたり、『中山世鑑』に為朝伝説が組み入れられたりしていったものであろう。

Hosei University Repository

近世期に至ると、薩摩は琉球を支配する立場になる。「討琉球詩并序」や『八島の記』に見られるような為朝伝説の記述も、薩摩ひいては日本による琉球支配の正当化のため、古来琉球がいかに日本の支配・影響下にあったのかを論じるために用いられるようになっていった。こうした言説は琉球においても受容され、正史に記述されるようになる。

最古の琉球正史である『中山世鑑』の「琉球国中山王世継総論」における為朝伝説は前掲した通りであるが、『中山世鑑』は本文においても、琉球初代の王統である舜天王統の祖を源為朝に求めている。[34] こちらの源為朝琉球渡来伝説は素材の多くを『保元物語』に依っており、[35] 源為朝が伊豆大島へ流刑になった後、南海の島々を征伐してまわった、というエピソードを下敷きにしている。為朝伝説は、『中山世譜』などにも記録され、[36] 引き続き琉球正史に採録されてゆく。

第二節　史書編纂者の論理

第一節で述べたように、近世の琉球は正史に為朝伝説を取り入れた。本節では、為朝伝説を含めた琉球史の叙述にあたる史書編纂者の論理について考察を試みたい。

正史に為朝伝説を採録するにあたっての政治的意図については、先行研究で考察がなされている。宮城栄昌氏は『中山世鑑』の記事について、「舜天が初めて王統を樹立するにあたり、象賢は舜天の父に、当時南島地方における物語的人物であった鎮西八郎為朝をあてたのである」とし、為朝は「清和天皇

Hosei University Repository

の孫源経基の子孫にして、まさに日本国でも数少ない名門出であった」ため、「現王統の出自を誇るに最も相応しい存在であると同時に、彼の日琉同祖論を実証する系譜的操作にも値いする人物であった」と指摘している。[37] 田名真之氏は、舜天と為朝伝承の融合は「琉球初代の王は源氏の出身とするもので、源氏の出自とする島津氏へのアピールであり、日琉の一体化を強調するもので有った」と述べ、島津氏に対するアピールという側面を指摘する一方で、[38] この伝承の合体は「羽地が『世鑑』を編纂する過程で、舜天王統の出自を貴種に結びつけるために行われたのではないか」として、[39] 後者の考えがより妥当であろうとしている。

以上のように、為朝伝説に対する史書編纂者の認識に関して検討がなされている。先行研究でも述べられている通り、為朝伝説の採用は王統に対する貴種性の付与という側面を有していると考えられる。しかしやはり、琉球正史に為朝伝説が組み込まれたのは、十七世紀半ばの琉球と薩摩との関係を反映してのことであると考えられる。為朝伝説を正史に採用した琉球の思惑を検討するため、近世期の琉球がどのような論理をもって薩摩藩にのぞんでいたのかを明らかにする必要があると考える。

琉球と薩摩藩の関係を端的に示すものの一つとして、中山王が薩摩藩主に提出し、忠誠を誓う起請文が挙げられる。尚寧が慶長十六年（一六一一）に提出した起請文には、「琉球之儀自往古為　薩州島津氏之附庸」という文言が見える。[40] また、尚豊によって寛永十六年（一六三九）に提出された起請文にも、「琉球之儀自往古為　薩州之附庸」という文言が確認できる。[41] 山田哲史氏は、これらの起請

Hosei University Repository

文では、琉球は薩摩藩の附庸国であるとする論理をもって、薩摩藩主に対する「忠誠」を誓わせていると指摘する。[42]

島津義久は、慶長九年（一六〇四）に尚寧に宛てた書状で、徳川家康が奥州に漂着した琉球人の送還を島津氏に命じた理由として、「琉球之儀者薩摩為附庸之間」、すなわち琉球は薩摩藩の附庸であるため、と述べた旨を記している。[43] これを琉球側に受け入れさせたものが、琉球侵入後の慶長十六年の尚寧の起請文だと言える。寛永十一年（一六三四）には、伊勢貞昌が「琉球之儀御家へ被相付事、先公方普光院御所様之御時代之儀二候」と述べている。[44] 琉球が島津氏に与えられたのは、「普光院御所」すなわち室町幕府六代将軍足利義教の時代である、という主張であり、この後島津氏はさらに嘉吉附庸説を展開してゆくようになる。

正保四年（一六四七）の尚賢の起請文、慶安二年（一六四九）の尚質の起請文にも、「琉球之儀自往古為　薩州之附庸」という文言が見られるため、[45]「附庸国」論自体は展開されていることになる。また、正保元年（一六四四）に尚賢の即位に際して謝恩使を派遣するにあたっても、薩摩は「太守告琉国曰、夫琉国者雖為吾附庸、不可以不令价使賀之也」、すなわち琉球は日本の附庸であるとはいえ、使者を遣わして（家綱誕生を）祝賀させないわけにはいかないと述べており、[46] 十七世紀の半ばにも附庸国論が利用されていたことが確認できる。

羽地朝秀が『中山世鑑』を編纂したのは一六五〇年のことであり、以上のような附庸国論が展開さ

Hosei University Repository

れていた時期ということになる。『中山世鑑』の「琉球国中山王世継総論」のうち尚寧について記述した部分には、「先是大日本、永享年中、琉球国、始為薩州太守、島津氏附庸之国、朝貢於日本、百有余年也」と書かれている。[47] 永享年間（一四二九～四一年）から、琉球は島津氏の附庸国であると述べられており、『中山世鑑』は島津氏による附庸論を公に受け入れているということになる。田名真之氏は、羽地朝秀が『中山世鑑』を記すにあたっての基本的立場は、「一つは儒教倫理であり、一つは薩摩への配慮であった」と指摘している。[48] 山田哲史氏は、「附庸国」論が展開された史料は尚寧王から尚質王までの起請文類以外には数が少なく、薩摩藩や江戸幕府に対する書状に限定されるとし、「琉球国内（琉球国内で完結する文書）において積極的に展開された形跡は皆無」であると指摘する。[49] 薩摩への配慮の一つが、具体的には当該期におけるこうした「附庸国」論の受け入れであったと言えるだろう。

『中山世鑑』に為朝伝説が採録されたのは、為朝伝説が日本と琉球との関わりを強く打ち出したものであり、中世から附庸国論の論拠の一つとして使用されたものであったことにその一因があったと考えられる。また、『中山世鑑』が『保元物語』などを長く引用し、為朝が琉球に渡る以前、すなわち保元の乱の顛末から語り起こし、為朝の功績や経歴を丁寧に叙述しているのも、附庸国論を主張する薩摩への配慮があってのことであろう。

中世にも為朝伝説を通じて附庸国論は語られていたが、そのときと決定的に違うのは、中山王が起

Hosei University Repository

請文によって、羽地朝秀ら史書編纂者が正史の記述によって、「附庸国」論を受け入れたことである。琉球側に受容されることによってはじめて、「附庸国」論は薩摩・琉球双方にとって実効的な意味を持つものになったと言えるだろう。

山田哲史氏は、先述した尚賢以降の起請文では琉球の安泰は薩摩藩のおかげであるとする「琉球安泰」論が忠誠の論理として語られるようになるとし、「附庸国」論が幕末まで継続して展開されなかったことについて、嘉吉附庸説は薩摩藩による虚構に過ぎず、「『琉球国王の薩摩藩主に対する忠誠』の論理を導く際に限界があったと考えられる」と述べている。(50)

「附庸国」論が起請文から姿を消す十七世紀半ば以降には、薩摩藩による琉球統治の方針転換が見られる。その背後には、明清交替などによって引き起こされた動乱状況があったと推測されるが、琉球統治の方針が確定するのはこの時期のことである。琉球侵入以後、薩摩は琉球支配のために人質政策を用いており、琉球は国質を薩摩に派遣していた。十年詰を経て、一六四二年に三司官の三年詰に変わるが、これは一六四七年に廃止された。一六一三年には年頭使が派遣されるようになり、一六二二年以降はそれが定例化する。一六四八年には三司官に代わって年頭使が鹿児島の琉球仮屋（一七八四年に琉球館と改称）に詰めるようになる。一六六七年からは親方クラスの人物が仮屋に詰めるようになり、在番親方と呼ばれた。こうした変化は、人質を取るという戦後政策が、琉球統治のためのシステム、すなわち上国使者の派遣に転化していったものであろう。上国とは、琉球から薩摩に赴くこ

Hosei University Repository

とである。

一六五四年には清が琉球の冊封を決定し、翌年には幕府が琉清関係を容認した。薩摩藩は一六五四年に勝手方家老を琉球方（一七八三年に琉球掛と改称）に任じ、五七年には掟を定めて琉球に派遣した琉球在番奉行が琉球の内政に関わることを禁じた。このようにして、薩摩藩は琉球仮屋（在番親方）を通じた琉球統治システムを成立させてゆく。[51] 琉球侵入以後の動乱を経て琉球支配のシステムが構築され、薩摩が琉球を統治するようになったことを背景として、あくまで論理上の神話的言説であった「附庸国」論に代わって、薩摩からの恩に謝する形の「琉球安泰」論が展開されてゆくものであろう。「附庸国」論からの論理の転換の正史への反映については、後述する。

第三章　為朝伝説と古琉球王統

第一節　古琉球における王統概念

琉球正史における歴史叙述は、史書編纂者の歴史認識や論理を反映したものとなる。本節では、正史以外の史料を用いて、古琉球における王統認識について考察を試みたい。

一般的に、為朝伝説とは源為朝を琉球王統の祖にすえたものであるが、そもそも琉球において王統や王権という概念はいつごろ成立したものなのだろうか。田名真之氏は、「琉球王権が個々の王の継

Hosei University Repository

承ではなく、各王統間の継承でもなく、琉球王権トータルとして意識されたのは、尚真、尚清代であろう」と指摘する。[52] 嘉靖元年（一五二二）建立の尚真王代の「国王頌徳碑」（石門之東之碑文）には「昔年舜天・英祖・察度三代以後、其余世主」という文言が確認できるため、氏は「尚真代のこの時点で、尚氏以前に舜天、英祖、察度の三代の王統の存在が観念されていた」可能性を述べ、「尚氏はそれら三代の王統を嗣ぐ王統だとする意識の表明であろう」と指摘する。[53] また、嘉靖二十二年（一五四三）建立の尚清王代の「国王頌徳碑」（かたのはなの碑）には「大りうきう国、中山王尚清ハ、そんとんより、このかた、二十一代の、王の御くらひを、つぎめしよわちへ、天より、王の御なをは、天つぎ王にせと、さづけめしよわちへ、御いわひ事、かぎりなし」とあることを挙げて、「舜天に続く個々の王が認識され、その上で初代から数えて自らは二十一代目の王の位を嗣いだ者であるとの表明である」とし、「『琉球国中山王』という王権が一貫して継承されてきたとの認識であり、王権の系譜意識の表明といえるだろう」と述べる。[54]

田名氏によれば、尚真や尚清が王の系譜を認識できたのは、国廟と位置づけられた崇元寺の創建と、その中に祀られた歴代王統の各王の位牌によってである。[55] 氏は、察度や尚巴志も舜天・英祖などの中山王の系譜を認識していた可能性を指摘するが、崇元寺は「中山王位の一貫性を強調してみせた」ものであると位置づける。[56]

王統という考え方が確立したのは、尚真の治世以後のことと考えてよい。しかし、第一尚氏王統末

Hosei University Repository

期の国王である尚泰久が鋳造させた「万国津梁之鐘」（一四五八年）の銘文にも、「定憲章于三代之後」[57]という文言が確認できる。この銘文には「百王」などの抽象的な言葉や「三界」など、いくつかの用例が確認できるが、この「三代」が琉球の実情を反映したものであると考えると、尚氏以前の舜天・英祖・察度の三王統を指しているとする推測も成り立つ。

琉球の理想をうたった「万国津梁之鐘」は、尚泰久が国のあるべき姿を打ち出したものであり、第一尚氏王統末期から第二尚氏王統初期にかけての王統交代期は、首里王府が中央集権的支配体制の確立を模索してゆく時期であった。[58] 王権の確立も当該期首里王府の抱えた課題の一つであり、舜天からの王統の流れをくんだ正統な琉球王であることを強調することも、「万国津梁之鐘」を鋳造させた尚泰久の意図の一つであったと考えられる。また、この銘文の作成にあたったのが渓隠であったことを考え合わせれば、支配者の血統や王の系譜を重視する日本的な価値観が反映されたものであるとも言えるかもしれない。十五世紀半ばの時点で、王統という概念の萌芽が見られるということになる。

尚真を顕彰した「国王頌徳碑」（一五二二年）に「舜天・英祖・察度三代」という言葉が見られるのは先述した通りであるが、この銘文を起草したのは琉球円覚寺の仙岩である。[59] 仙岩は、月舟寿桂に琉球情報を語った鶴翁智仙の師にあたる人物である。また、「国王頌徳碑」（かたのはなの碑、一五四三年）は尚清について「そんとんより、このかた、二十一代の、王の御くらひを、つぎめしよわちへ」（表面）、「自従舜天降来、二十一代之王孫」（裏面）と述べているが、[60] この碑文は円覚寺の檀渓の手に

Hosei University Repository

よるものである。檀渓は、明からの国書を日本にもたらした人物であり、鶴翁智仙とも関わりを有していたことは第一章で述べた。また、「添継御門之北之碑文」（一五四六年）においても尚清は「自従太祖　舜天、降来二十一世之王孫也」とされ、太祖である舜天から連続した王の系譜、すなわち王統の中に位置づけられており、[61]この碑文の起草にも檀渓は関わっている。「君誇之欄干之記」（一五六二年）は、円覚寺の洞観鑑の起草であるが、ここで尚元は「従舜天降来二十二代之王孫」と述べられている。[62]尚寧も「浦添城の前の碑文」（一五九七年）で「そんとんより、このかた、二十四代の、わうの御くらゐ」（表面）、「舜天以来二十四代之王孫也」（裏面）[63]と位置づけられており、この碑文の作成には円覚寺の菊隠が携わっていた。菊隠は日本五山に登ったほか、薩摩にも滞在しており、南浦文之とも親しく、種々折衝の任にあたったと考えられている僧である。[64]「極楽山之碑文」（一六二〇年）には、「琉球国四代之世主、英祖之天子」という文言が確認でき、[65]尚氏以前の国王も舜天から続く王統の中に位置づけるという意識が確認できる。これを起草したのは、天王寺の藍玉宗田であった。藍玉はほかに円覚寺の住持も務めた僧侶であるが、城間親方盛順の二男という生まれで、琉球人であった。[66]

尚真・尚清といった古琉球期の中山王の顕彰碑において、王統という観念を以て国王を位置づけている碑文は、多くが琉球の寺院に滞在し、日本と琉球を往来していた禅僧の手によるものであったことが分かる。位牌の整列や「王統」の明確化などにあらわれている王統を重視する価値観を、当該期琉球において主に活用していたのは、琉球に滞在していたこうした禅僧だったと言えるのではないか。

Hosei University Repository

琉球出身の藍玉なども王統を意識する価値観に沿っているため、そうした認識は琉球の仏教界において継承されていったものと考えられる。また、国王の顕彰碑等に王統を持ち出してきていることの意図は、王統の正しさによって中山王の王位の正統化をはかることにあったと考えられる。

「万国津梁之鐘」を鋳造させた尚泰久は、世子志魯と王弟布里による王位争い（志魯・布里の乱、一四五三年）や、有力按司による内乱（護佐丸・阿麻和利の乱、一四五八年）を経て即位した王である。「国王頌徳碑」で顕彰されていた尚真も、第一尚氏王統から第二尚氏王統への交代という動乱期の後、尚宣威退位事件（一四七七年）を経て政治を執った国王であり、両者にとって王権の後ろ盾は強く求められるものであったと考えられる。また、「かたのはなの碑」において舜天以来二十一代の王に位置づけられている尚清は、明からの冊封を受けるに際して国中の人民の「結状」を提出するなどしており、[67] 王位の継承や冊封がこれまでの通りには進まなかったものと考えられる。王位を裏打ちするものの一つとして、王統の正しさを持ち出してきたものであろう。

島津氏の侵入以前に成立した碑文にも王統を重視する価値観が看取されることから、古琉球時代にも王統概念は存在していたことが分かる。先述した通り、その萌芽は第一尚氏王統の末期に見られるが、中央集権的国家体制の成熟とともに王統意識も強まっていったものと推測される。

為朝伝説もまた中山王統に深く関わる言説であり、王統を意識した碑文を作成していた僧の中には、鶴翁智仙と関わりの深い仙岩や檀渓も含まれていた。為朝伝説も、国王顕彰碑等に見られるこうした

Hosei University Repository

意識と同様のラインに位置づけられるものであり、禅僧たちも共有していた王統を重視する価値観を用いて創作されたものであったと考えられるだろう。村井章介氏の指摘する通り、為朝伝説は中世の五山僧の間で醸成されたものであったと考えられるが、一歩踏み込んで述べるとすれば、琉球において王統を重視する価値観を打ち出していた禅僧たちが得た、王統の系譜を含む琉球の歴史に関する情報が、為朝伝説が生み出される素地となっていた可能性があると考えられる。[68]

しかし、第一章で述べた通り、島津氏の侵入以前の琉球と日本の関係に支配・被支配関係はなく、王統の祖を源氏に求める素地も必然性も存在しなかったと考えるのが自然である。舜天王統の父祖を為朝に求める類の伝説は、琉球において必ずしも支配的ではなかったと言えるだろう。

第二節　近世琉球の王統認識

第二章第二節では、史書が編纂された時期の琉球の状況や史書編纂者の論理について検討した。本節では、近世琉球の歴史観を反映した琉球正史における王統認識について考察を試みたい。

『中山世鑑』の「琉球国中山王世継総論」の中で為朝について述べた箇所が、南浦文之の「討琉球詩并序」を参照していると考えられることは先述した。琉球の野蛮さを強調するような表現は取り入れられていないことから、東恩納氏の指摘するように『中山世鑑』への採録にあたって多少のアレンジが加えられたことは分かるが、羽地朝秀が「討琉球詩并序」を参照していることは注目するべきで

Hosei University Repository

ある。「討琉球詩并序」は島津氏による琉球侵入を正当化するためのプロパガンダの一つであり、琉球側の論理に立てば是認しがたいものであったと考えられる。それを正史に採用するという行為は、島津氏による「附庸国」論を起請文において受け入れて忠誠を誓う琉球の姿と重なる。『中山世鑑』の「琉球国中山王世継総論」や本文の中に見られる為朝伝説は、島津氏が附庸国論等を主張して行う支配や干渉を、琉球側がある程度受け入れた結果であったと考えられる。

『中山世鑑』の編纂者である羽地朝秀の思想の一つとして、従来日琉同祖論が指摘されてきたが、これは高良倉吉氏などの研究によって否定されている。高良氏は、日琉同祖論として理解されてきた論は国王の久高島参詣を廃止するための理論的補強として掲げられたものであり、むしろその点に周到な戦術家としての羽地を見出すべきであると指摘している。[69]『中山世鑑』編纂にあたっての羽地朝秀の主眼の一つは、島津氏の意図を受け入れつつも、現国王の正統性を主張することにあったと考えられる。『中山世鑑』の冒頭には、舜天から尚質までの国王の系譜を記した「琉球国中山王舜天以来世纘図」と、尚円から尚質までの系譜を記した「先国王尚円以来世系図」がおさめられている。[70]ここで、尚円を「始祖」と位置づけ、第二尚氏王統の系譜を改めて示していることは注目される。これは、『中山世鑑』の編纂者が古琉球の王統の変遷、とりわけ第二尚氏王統の歴史を確認することによって、当時の中山王尚質の連なる第二尚氏王統、ひいては尚質の王位の正統化をはかる意図があったことを示唆していると考えられる。

Hosei University Repository

『中山世鑑』を修正・漢訳して編纂された蔡鐸本『中山世譜』（一七〇一年）をさらに改訂する形で編まれたのが蔡温本『中山世譜』（一七二五年）であり、為朝伝説はこれらの史書にも引き続き採録されている。蔡温本『中山世譜』の冒頭には、編纂の方針を示すものとして「凡例十條」が記されている。崎間敏勝氏はその中に「およそ凡人の情として貴族の子孫たることを栄となし、下賤の末孫なることを恥とする」とあることを挙げて、蔡温は「内心は舜天の系図に大きな疑いを持ちながら、政治家としての妥協的な立場から、為朝伝説を採用したのではあるまいか」とする。[71]『中山世譜』に語られる為朝伝説は、どのような意味を持つのであろうか。

『中山世譜』舜天王の項には、舜天の父と位置づけられている為朝の伝記が記されている。[72]

舜天王之父、為朝公、生得身長七尺、眼如秋星、武勇出衆、最善于射、乃日本　人皇五十六世、清和天皇後胤、六條判官為義公、第八之子也、
宋紹興二十六年丙子、（和朝保元元年）日本　神武天皇七十四世、鳥羽院、与　太子崇徳院、失和構怨、各招兵戦、
時為朝公、住于鎮西、投　崇徳院、以助其戦、寡不勝衆、大敗被擒、諸将受誅、公見流于伊豆大島、
宋乾道元年乙酉、公駕舟以遊、暴風遽起、舟人驚恐、公仰天曰、運命在天、余何憂焉、
不数日、飄至一処海岸、因名其地、曰運天、即今山北運天江、乃公之所飄至也、公上岸、徧行

Hosei University Repository

国中而遊、国人見其武勇、尊之慕之、
公通于大里按司妹、而生一男、居処日久、故郷之念、自難禁、要携妻子還、乃至牧港、開舟、
走得数里、颶風驟起、漂回牧港、
閲数月、擇吉開洋、未数里、颶風如前、舟人皆曰、予聞、男女同舟、為龍神所崇、請留夫人、
以全性命、
公不得已、乃謂夫人曰、吾与汝、情締鴛鴦、堅矢金石、奈天違人意、不能俱還、乞汝用心、養
育吾児、長成之後、必可有大為、
言畢、各涙如雨、遂与妻子相別、開舟而還、
夫人携児、前至浦添而居焉、児名尊敦、荏苒間、尊敦稍長、居動異常、器量出衆、

伊豆大島に配流された後、船が流されて運天に上陸した為朝は大里按司の妹と通じ、一男をもうけた。望郷の念にかられた為朝は妻子を伴って帰国しようとしたが海が荒れて果たせず、単身日本へ戻ることとなる。息子の名は尊敦といい、その挙動・器量は人より優れていた。以上のようなことが語られているが、『保元物語』を参照しつつ、長々と為朝の経歴を語っていた『中山世鑑』に比して記事は短くなり、相対的に為朝の影が薄くなっていると言える。

蔡温の意図するところを考察するため、「凡例十條」の記述を引き続き検討したい。「凡例十條」では、

Hosei University Repository

王位継承の論理についても述べられている。[23]

一、歴代総図中、有登中山王位、而継大統者、皆天書之、其或簒位或裂土、称王而非中山王統者、附細書之、以便稽考、此所尊大統之義也、

一、自天孫氏、至于當今、一系相統者、見琉球一王之義也、然前代諸王、或伝子、或伝賢、其系不一、故天孫氏・舜天王・英祖王・察度王・尚思紹王、及当今、万世之統、各分家系、而明夫親疎之所係也、

これによれば、中山王位に上って大統を継ぐ者は皆「天書之」、すなわち天が決める。ある者は王位を簒奪し、ある者は「裂土」して王と称しているが、「中山王統」ではない者は、小さくこれを書き記す。また、天孫氏から今まで「一系」（の王）が統べているのは、琉球は「一王」にまみえるものということである。前代の諸王はある者は子に伝え、ある者は賢きに伝え、その「系」は一つではない。ゆえに天孫氏・舜天王・英祖王・察度王・尚思紹、及び今（尚円王統）に至って、「万世之統」は各々家系に分ける。これは、親疎を明らかにするためである。

琉球正史における王とは、天に定められた者がなるものであり、琉球は「一系」の王が統べるものではあるが、「系」は一つではなく、王統の家、すなわち血統も異なる旨が述べられている。日本と

Hosei University Repository

は異なり、血統ではなく天意が重要であると明言されているのである。史書編纂にあたっては、易姓革命的歴史観が駆使されていたことが分かる。

以上から、重視されるのはあくまで天の認める徳であり、王統の正統性は血統によって保たれるものではない、とするのが『中山世譜』編纂にあたっての認識であることが分かる。この論理によれば、為朝の血統であることそれ自体は、舜天王統の正統性を何ら保障するものではないということになる。

こうした論理は、『中山世譜』全体の凡例として提示されたものであり、史書の記述や編纂の方針を示したものと言える。こうした細かな凡例は『中山世鑑』には存在せず、『中山世譜』が編纂されるにあたって付け加えられたものである。為朝伝説を長く展開するなど、薩摩藩からの支配を強く意識して叙述された『中山世鑑』からの、琉球の歴史認識の方向転換を意図してのことであると考えられる。また、崎間氏の指摘するように、貴人の子孫であることを栄とする、という表現が為朝を舜天の父に据えたことを念頭に置いているものであるとするなら、これは正史が為朝伝説を採用していることに対する弁解だと考えることができる。

蔡温本『中山世譜』の編纂に携わった蔡温は、一七三二年に薩摩支配下の琉球における国法・道徳・生活規範などについて広く述べた「御教条」を記している。その中には「御国元の蒙御厚恩」「御国元之御蔭を以て何篇品能罷成」[74]などの記述が確認でき、蔡温は薩摩の「御蔭」をもって琉球が存在しているとする認識を示していたことが分かる。また、「独物語」（一七五〇年）においても蔡温は「御

Hosei University Repository

国元の御下知に相随候以来風俗引直、農民も耕作方我増入精、国中物毎思侭に相達、今更目出度御世に相成候儀、畢竟御国元の御蔭を以件の仕合筆紙に難尽御厚恩と可奉存候」[75]と述べている。すなわち、薩摩の命に従うようになってから風俗が改善し、農民も耕作に精が入るようになって、国中の物事が思い通りに運んでいる。今めでたい御世になっているのは、つまるところ薩摩のおかげであり、こうした幸せは筆舌に尽くしがたい御厚恩である、と述べられているのである。

蔡温は、薩摩からの支配によって琉球が受ける実際的な恩恵を強調し、薩摩に従うべきことを対内的に論じていると言える。そうした厚恩の虚実はともかく、薩摩への臣従の理由が、「附庸国」論に代表される神話的な言説にではなく、支配関係のもたらす恩恵に求められるようになっていたものと考えられる。このことは、琉球なりの歴史観の成立を物語るものであるとともに、琉球国王の起請文において「琉球安泰」論が対外的に展開されるようになっていったこととも符合する。

蔡温本『中山世譜』では、『中山世鑑』に比べて為朝についての記述は簡潔なものとなり、かつて薩摩支配の正統化の論拠の一つとされた為朝の神話的伝説が強調されなくなった。『中山世譜』が編纂されたのは、前述したような薩摩による琉球支配機構が成立し、国王の起請文でも「琉球安泰」論が展開されていた時代である。例えば尚貞（一六七〇年）・尚益（一七一〇年）の起請文には、「琉球安泰之儀、貴国之恵不浅故と誠以難致報謝奉存候」と述べられており、[76]これ以降の国王の起請文にも同様の文言が見られる。薩摩支配のもたらす恩恵を臣従の理由とするこうした認識は、史書編纂者で

Hosei University Repository

ある蔡温にも共有されるものであった。琉球において展開される歴史認識の変容が、史書の内容の変化として立ちあらわれたものであろう。

おわりに

以上、源為朝琉球渡来伝説の発生や受容、首里王府の王統認識などについて考察を試みた。本稿で述べてきた内容をまとめると、以下の通りになる。

為朝伝説が「鶴翁字銘并序」に確認される時期、琉日間における懸案の一つとして、寧波の乱後の琉球による日明和与の取り持ちがあった。大内氏・細川氏をはじめとする日本国内の諸勢力が琉球に対して接触を試み、島津氏などの仲介によって使者を派遣していた。日本が琉球に対して働きかけを強めるという状況を背景として、為朝伝説が語られたものと考えられる。また、「鶴翁字銘并序」では為朝伝説を理由に琉球は日本の附庸であると述べられていたが、これには琉球を利用することを正当化する意識のほか、当時の室町幕府が有していた琉球を半ば臣下として見る価値観が影響していた可能性がある。

近世の島津氏は、為朝伝説の存在を念頭に置いて古琉球を認識しており、この意識は琉球正史である『中山世鑑』などにも取り入れられてゆく。十七世紀初頭の琉球は「附庸国」論を公に受け入れており、

Hosei University Repository

そうした歴史観と時代背景のもとに編纂された『中山世鑑』には、為朝伝説が大きく採用されている。これは中世以来、為朝伝説が附庸国論の論拠の一つとして利用されるものであったためと推測される。一方で、薩摩による琉球支配が制度的にも成立し、薩摩支配のもたらす恩恵や安泰が忠誠や臣従の理由とされた時期に編纂された『中山世譜』では、易姓革命的歴史観を強調するなどして、為朝が舜天王統の祖であることによって持つ意味を薄めようとする意図が看取できる。琉球における薩摩認識や展開される論理の変容が、正史における為朝伝説叙述の変化にも表れているものと考えられる。

琉球において王統という概念が認識されるようになるのは、第一尚氏王統末期から第二尚氏王統初期にかけてのことであるが、その時期に王統を重視する歴史観を国王顕彰碑などにおいて打ち出していた存在として、首里の寺院の住持をつとめ、琉球と日本を往来していた禅僧の存在が挙げられる。こうした禅僧が得た琉球の王統や歴史に関する知識が、五山僧の間で醸成され、為朝伝説が発生するに到ったのではないだろうか。

【註】

(1) 村井章介「十五～十七世紀の日琉関係と五山僧」(『東アジア往還』朝日新聞社、一九九五年) 二一五頁。

(2) 渡辺匡一「為朝渡琉譚のゆくえ—齟齬する歴史認識と国家、地域、そして人—」(『日本文学』第五〇号、二〇〇一年①)、同「日琉往還—為朝話にみる差異化と差別化、同一化の歴史」(『国文学　解釈と教材の研究』

Hosei University Repository

第六七三号、学燈社、二〇〇一年②)。

(3) 伊藤聡「近世の琉球研究―白石から信友まで―」(『国文学　解釈と鑑賞』第一〇号、二〇〇六年)。

(4) 比嘉実「沖縄における為朝伝説―独立論挫折の深層にあるもの―」(『文学』第三巻第一号、岩波書店、一九九二年)。

(5) 東恩納寛惇『琉球の歴史』(至文堂、一九五七年)、宮城栄昌『琉球の歴史』(吉川弘文館、一九七七年)、田名真之「琉球王権の系譜意識と源為朝渡来伝承」(九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』岩田書院、二〇〇八年)など。

(6) 塙保己一原編纂・太田藤四郎補編纂『続群書類従　第十三輯上』(続群書類従完成会、一九五九年)三五五頁。

(7) (注1) 村井論文一九九頁。

(8) 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書第一巻　琉球国由来記』(井上書房、一九六二年)二三八頁。

(9) 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』(沖縄タイムス社、一九八三年)「鶴翁」の項。

(10) 「大内氏実録土代　十」(東京大学史料編纂所所蔵)。

(11) 和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編『『明実録』の琉球史料(二)』(沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室、二〇〇三年)三二頁。

(12) 田中健夫編『善隣国宝記　新訂続善隣国宝記』(集英社、一九九五年)三三〇頁。

(13) 「室町家御内書案下」(角田文衛・五來重編『新訂増補史籍集覧　第十二冊』臨川書店、一九六七年)一一三頁。

Hosei University Repository

(14)『『明実録』の琉球史料（二）』三二頁。

(15)『善隣国宝記　新訂続善隣国宝記』五八五頁、田中健夫「東アジア通交圏の成立と日明関係」（田中健夫編『世界歴史と国際交流』日本放送出版協会、一九八九年）九五頁。

(16)「大内氏実録土代　十」。

(17)鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料　旧記雑録前編二』（鹿児島県、一九八〇年）一九六一号。

(18)佐伯弘次「大内氏と琉球」（岩崎宏之（領域代表者）編『文部省科学研究費補助金重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」総括班研究成果報告書　平成六年度～平成九年度』文部省科学研究費補助金重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」事務局、一九九八年）五一六頁。

(19)「黒田帯刀氏所蔵文書」（東京大学史料編纂所所蔵）。

(20)田中健夫「三宅国秀の琉球遠征計画をめぐって―その史料批判と中世日琉関係史上における意義について―」（竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年）、桑波田興「三宅国秀事件について―嘉吉附庸に関連して―」（『鹿児島中世史研究会報』第四〇号、一九八一年）、三宅克広「備前国連島の『海賊』三宅国秀について」（『倉敷の歴史―倉敷市史紀要―』第六号、倉敷市総務局総務部市史編さん室、一九九六年）、黒嶋敏「琉球王国と中世日本―その関係の変遷―」（『史学雑誌』第一〇九編第一一号、二〇〇〇年）、新名一仁「三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画をめぐる諸問題―南九州政治史の視点から―」（『九州史学』第一四四号、二〇〇六年）など。

Hosei University Repository

(21) 新名一仁氏は、この時期南九州では島津本宗家家督（すなわち薩摩・大隅・日向三ヶ国の守護職）をめぐって島津奥州家・島津薩州家・島津相州家が鼎立状態にあったとする。その上で、三宅国秀と今岡通詮の渡航計画を琉球への武力侵攻とねじまげて琉球に通報したのは奥州家勝久の老中であるとし、その目的は通交統制権を梃子とした自らの権威回復にあったと指摘する。（注20）新名論文六五頁。

(22) 『鹿児島県史料　旧記雑録前編二』二二二八号。

(23) 田中健夫「室町幕府と琉球との関係の一考察―琉球国王に充てた足利将軍の文書を中心に―」（『南島史学』第一六号、一九八〇年）一五頁。

(24) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書　家わけ第十六　島津家文書之二』（東京大学出版会、一九五三年）一一一九号。

(25) 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書第五巻　中山世鑑』（井上書房、一九六二年）八頁。

(26) 「南浦文集巻之下」（薩藩叢書刊行会編『新薩藩叢書』第四巻、歴史図書社、一九七一年）二一号。

(27) （注2）渡辺論文二〇〇一年①、二一頁。

(28) （注5）東恩納著二二頁。

(29) 横山重編『琉球神道記　弁蓮社袋中集』（角川書店、一九七〇年）一一六頁。

(30) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊　六五　慶長見聞録案紙　慶長日記　慶長・元和年録』（汲古書院、一九八六年）五三頁。

(31) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊　六五』五三頁。

Hosei University Repository

(32)『沖縄大百科事典』「日秀上人」の項。
(33)『琉球神道記　弁蓮社袋中集』七〇頁。
(34)『琉球史料叢書第五巻　中山世鑑』一六頁。
(35)(注5)東恩納著二〇頁。
(36)伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書第四巻　中山世譜』(井上書房、一九六二年)三一頁。
(37)(注5)宮城著三六頁。
(38)(注5)田名論文一九一頁。
(39)(注5)田名論文一九三頁。
(40)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録後編四』(鹿児島県、一九八四年)八六二号。
(41)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録後編六・附録一』(鹿児島県、一九八六年)一三号。
(42)山田哲史「琉球国王の薩摩藩主に対する忠誠の論理に関する研究ノート—王位継承過程と起請文前書の考察—」(『史料編集室紀要』第二四号、一九九九年)八八頁。
(43)『大日本古文書　家わけ第十六　島津家文書之二』一一一九号。
(44)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料　旧記雑録後編五』(鹿児島県、一九八五年)七一〇号。
(45)鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料　旧記雑録追録一』(鹿児島県、一九七一年)一三七・二六四号。

Hosei University Repository

(46)『鹿児島県史料　旧記雑録後編六・附録一』四二〇号。
(47)『琉球史料叢書第五巻　中山世鑑』一二頁。
(48)田名真之「史書を編む―中山世鑑・中山世譜―」(『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、一九九二年)七頁。
(49)(注42)山田論文九〇頁。
(50)(注42)山田論文八九頁。
(51)紙屋敦之『歴史のはざまを読む―薩摩と琉球―』(榕樹書林、二〇〇九年)五七頁、深瀬公一郎「近世琉球における上国使者の派遣―【上国使者一覧年表】と統計データの分析―」(『8―17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に―(下)』東京大学大学院人文社会系研究科、二〇〇四年)二〇二頁。
(52)(注5)田名論文一八二頁。
(53)(注5)田名論文一八二頁。
(54)(注5)田名論文一八三頁。
(55)(注5)田名論文一八三頁。
(56)(注5)田名論文一八七頁。
(57)塚田清策著『琉球国碑文記』(学術書出版会、一九七〇年)六二頁。
(58)拙稿「王統交代期の首里王府について」(『南島史学』第七三号、二〇〇九年)。

Hosei University Repository

(59)『琉球国碑文記』八七頁。
(60)『琉球国碑文記』九六・九八頁。
(61)『琉球国碑文記』一〇〇頁。
(62)『琉球国碑文記』一〇八頁。
(63)『琉球国碑文記』一一三・一一六頁。
(64)『沖縄大百科事典』「菊隠」の項。
(65)『琉球国碑文記』一二〇頁。
(66)『沖縄大百科事典』「藍玉長老」の項。
(67)『琉球史料叢書第四巻　中山世譜』九四頁。
(68) 日本と琉球のどちらにおいて言説が発生したのかは不明であるものの、こうした禅僧間における情報の往来によって、為朝伝説が琉球あるいは日本から他方にもたらされた可能性も想定されるだろう。
(69)『沖縄大百科事典』「羽地朝秀」の項、高良倉吉「『日琉同祖論』のねらい（向象賢）」（『おきなわ歴史物語』ひるぎ社、一九八四年）一一一頁。
(70)『琉球史料叢書第五巻　中山世鑑』四・五頁。
(71) 崎間敏勝『海東小国記―古琉球の対外交渉史―』（星印刷出版部、一九六七年）三〇頁。
(72)『琉球史料叢書第四巻　中山世譜』三一頁。

Hosei University Repository

(73)『琉球史料叢書第四巻　中山世譜』五頁。

(74)　沖縄歴史研究会編『蔡温選集』（星印刷出版部、一九六七年）一一頁。

(75)『蔡温選集』七三頁。

(76)『鹿児島県史料　旧記雑録追録一』一三一七号、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料　旧記雑録追録二』（鹿児島県、一九七二年）二九三七号。